



宮崎県公報

平成20年7月31日(木曜日) 第2003号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

規則

- 使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則……………(財政課) 1
- 宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………(会計課) 1

告示

- 救急診療所の認定……………(医療業務課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(長寿介護課) 1
- 指定居宅介護支援事業者の指定……………(") 2
- 居宅介護予防サービス事業者の指定……………(") 2
- 指定居宅サービス事業者の名称又は所在地の変更……………(") 2
- 指定居宅サービス事業の廃止……………(") 3

- 指定居宅介護支援事業の廃止……………(長寿介護課) 4
 - 指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更……………(") 4
 - 指定介護予防サービス事業の廃止……………(") 4
 - 民有林の保安林の指定予定(6件)……………(自然環境課) 5
 - 民有林の保安林の指定の解除……………(") 6
 - 保安林の指定予定の通知……………(") 6
 - 保安林の指定の解除予定の通知……………(") 7
 - 道路の区域の変更……………(道路保全課) 7
 - 建築基準法に基づく道路の位置の指定(3件)(建築住宅課) 7
- ### 公 告
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見……………(商業支援課) 7
 - 入札公告(3件)……………8
- ### 正 誤
- 平成20年3月31日付け県公報(号外第16号)中……………10

規 則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十年七月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第五十一号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例(平成二十年宮崎県条例第二十二号)附則第一号に掲げる規定の施行期日は平成二十年八月一日とし、附則第三号に掲げる規定の施行期日は同年十月一日とする。

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月三十一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第五十二号

宮崎県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県収入証紙条例施行規則(昭和三十九年宮崎県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二号中12を13とし、16から17までを17から18までとし、15の次に次のように加える。

16 可燃性天然ガス濃度確認申請手数料

附 則

この規則は、平成二十年八月一日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 583号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急診療所と認定した。

平成20年7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
駒柵脳神経外科	宮崎市恒久5丁目11-1

2 救急診療所の認定の有効期間

平成20年7月28日から平成23年7月27日まで

宮崎県告示第 584号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成20年7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104374	デイサービスセンター あしあと	宮崎県宮崎市高岡町花見字向川原 107-3	介護サービスげんき企業組合	宮崎県宮崎市高岡町上倉永2724番地2	平成20年6月1日	通所介護
4570500555	介護老人保健施設 さわかセンター	宮崎県小林市堤3008番地1	医療法人友愛会	宮崎県西諸県郡野尻町東麓1170番地	平成20年6月9日	訪問リハビリテーション
4570104358	あかつき ヘルパーサービス	宮崎県宮崎市大和町90番地2	株式会社フリーダム	宮崎県宮崎市大和町90番地2	平成20年6月1日	訪問介護
4570104382	介護サービス めぐみ	宮崎県宮崎市高洲町 120番地 3	株式会社恵愛	宮崎県宮崎市高洲町 120番地 3	平成20年6月1日	訪問介護

宮崎県告示第 585号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成20年7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104366	江南よしみ居宅介護支援事業所	宮崎県宮崎市古城町南川内 676番地	社会福祉法人敬尚会	宮崎県宮崎市古城町南川内 676	平成20年6月1日	居宅介護支援
4571500695	さやかオフィス株式会社	宮崎県宮崎郡清武町池田台北29番地155号	さやかオフィス株式会社	宮崎県宮崎郡清武町池田台北29番地155号	平成20年6月12日	居宅介護支援

宮崎県告示第 586号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成20年7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104374	デイサービスセンター あしあと	宮崎県宮崎市高岡町花見字向川原 107-3	介護サービスげんき企業組合	宮崎県宮崎市高岡町上倉永2724番地2	平成20年6月1日	介護予防通所介護
4570500555	介護老人保健施設 さわかセンター	宮崎県小林市堤3008番地1	医療法人友愛会	宮崎県西諸県郡野尻町東麓1170番地	平成20年6月9日	介護予防訪問リハビリテーション
4570104358	あかつき ヘルパーサービス	宮崎県宮崎市大和町90番地2	株式会社フリーダム	宮崎県宮崎市大和町90番地2	平成20年6月1日	介護予防訪問介護
4570104382	介護サービス めぐみ	宮崎県宮崎市高洲町 120番地 3	株式会社恵愛	宮崎県宮崎市高洲町 120番地 3	平成20年6月1日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 587号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居

宅サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成20年7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変 更 前		変 更 後		変 更 年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4560190201	訪問看護ステーションなんぶ	宮崎県宮崎市大字恒久 905川崎ビル202号	訪問看護ステーションなんぶ	宮崎県宮崎市大字恒久 891-14	平成20年6月16日	訪問看護
4572100701	デイサービスひむか	宮崎県東臼杵郡門川町大字門川尾末字城屋敷3815番地1	デイサービスひむか	宮崎県東臼杵郡門川町加草2丁目25番地	平成20年6月1日	通所介護
4570301301	セントケア延岡南	宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目13番1号	セントケア延岡南	宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目11番24号	平成20年6月1日	福祉用具貸与
4570301301	セントケア延岡南	宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目13番1号	セントケア延岡南	宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目11番24号	平成20年6月1日	特定福祉用具販売
4570301293	セントケア延岡	宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目13番1号	セントケア延岡	宮崎県延岡市緑ヶ丘2丁目11番24号	平成20年6月1日	訪問介護
4572100834	訪問介護事業所ひなた	宮崎県東臼杵郡門川町平城西2番2号	訪問介護事業所ひなた	宮崎県東臼杵郡門川町加草2丁目25番地	平成20年6月10日	訪問介護
4570104176	セントケア宮崎	宮崎県宮崎市江平東町6番14号	セントケア宮崎	宮崎県宮崎市祇園3丁目190番地	平成20年6月1日	訪問入浴介護
4570102626	たちばなサプライ	宮崎県宮崎市大島町原ノ前1445-17リバーサイド大島Ⅲ-210号	たちばなサプライ	宮崎県宮崎市吉村町浮ノ城甲26-2ルネサンス宮崎306号	平成20年6月1日	訪問介護
4570104176	セントケア宮崎	宮崎県宮崎市江平東町6番14号	セントケア宮崎	宮崎県宮崎市祇園3丁目190番地	平成20年6月1日	訪問介護

宮崎県告示第 588号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃 止 年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570101263	株式会社パナサンズ	宮崎県宮崎市永楽町40	株式会社パナサンズ	宮崎県宮崎市永楽町40	平成20年6月27日	福祉用具貸与
4571500356	有限会社みなと電器	宮崎県宮崎郡清武町船引180-1	有限会社みなと電器	宮崎県宮崎郡清武町船引180-1	平成20年6月17日	福祉用具貸与
4571700451	セレスよしなが	宮崎県都城市高城町穂満坊109	有限会社吉永電器商会	宮崎県都城市高城町穂満坊109	平成20年6月13日	福祉用具貸与
4572000455	セブンプラザ都農店有限会社クロキ兄弟商会	宮崎県児湯郡都農町川北1045-1	セブンプラザ都農店有限会社クロキ兄弟商会	宮崎県児湯郡都農町川北1045-1	平成20年6月29日	福祉用具貸与
4570102659	介護サービス愛加	宮崎県宮崎市天満一丁目5番11号、シャローム203号	有限会社愛加	宮崎県宮崎市天満一丁目5番11号、シャローム203号	平成20年6月3日	訪問介護

宮崎県告示第 589号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第82条の規定により、指定
居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成20年 7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所		指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務 所の所在地		
4570101974	有限会社ふれあい ケアセンター	宮崎県宮崎市島之 内9706番地 4	有限会社ふれあい ケアセンター	宮崎県宮崎市島之 内9706- 4	平成20年 6月30日	居宅介護支援

宮崎県告示第 590号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 115条の 5 の規定により、
指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更について次の
とおり届出があった。

平成20年 7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
4560190201	訪問看護ステーシ ョンなんぶ	宮崎県宮崎市大字 恒久905川崎ビル 202号	訪問看護ステーシ ョンなんぶ	宮崎県宮崎市大字 恒久 891-14	平成20年 6月16日	介護予防訪問 看護
4572100701	デイサービスひむ か	宮崎県東臼杵郡門 川町大字門川尾末 字城屋敷3815番地 1	デイサービスひむ か	宮崎県東臼杵郡門 川町加草 2 丁目25 番地	平成20年 6月 1日	介護予防通所 介護
4570301301	セントケア延岡南	宮崎県延岡市緑ヶ 丘 2 丁目13番 1号	セントケア延岡南	宮崎県延岡市緑ヶ 丘 2 丁目11番24号	平成20年 6月 1日	介護予防福祉 用具貸与
4570301301	セントケア延岡南	宮崎県延岡市緑ヶ 丘 2 丁目13番 1号	セントケア延岡南	宮崎県延岡市緑ヶ 丘 2 丁目11番24号	平成20年 6月 1日	特定介護予防 福祉用具販売
4570301293	セントケア延岡	宮崎県延岡市緑ヶ 丘 2 丁目13番 1号	セントケア延岡	宮崎県延岡市緑ヶ 丘 2 丁目11番24号	平成20年 6月 1日	介護予防訪問 介護
4572100834	訪問介護事業所 ひなた	宮崎県東臼杵郡門 川町平城西 2 番 2 号	訪問介護事業所 ひなた	宮崎県東臼杵郡門 川町加草 2 丁目25 番地	平成20年 6月10日	介護予防訪問 介護
4570104176	セントケア宮崎	宮崎県宮崎市江平 東町 6 番14号	セントケア宮崎	宮崎県宮崎市祇園 3 丁目 190番地	平成20年 6月 1日	介護予防訪問 入浴介護
4570104176	セントケア宮崎	宮崎県宮崎市江平 東町 6 番14号	セントケア宮崎	宮崎県宮崎市祇園 3 丁目 190番地	平成20年 6月 1日	介護予防訪問 介護

宮崎県告示第 591号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 115条の 5 の規定により、
指定介護予防サービス事業所の廃止について次のとおり届出があっ
た。

平成20年 7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 険 事 業 所 番 号	指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 介 護 予 防 サ ー ビ ス 事 業 者		廃 止 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主 たる 事 務 所 の 所 在 地		
4570102659	介護サービス愛加	宮崎県宮崎市天満一丁目5番11号、シャローム 203号	有限会社愛加	宮崎県宮崎市天満一丁目5番11号、シャローム 203号	平成20年6月3日	介護予防訪問介護

宮崎県告示第 592号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字家代字猿垣5462-1・字恵奈幾藪5727-1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)、字石原バル 617-1、624-2、字森ノ下1080、1111-1、1111-2、1116、字尾崎4959-1、4962-3、4963-1、4965-3、4967-1、4998-1、4998-3、4998-5、字ヲモウチ山5151-1、5160-1、字猿垣5458-5、字河久保山5586-1、5586-2、字恵奈幾藪5726-2、字内ノ口5749-3、5753-10

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字猿垣5458-5・5462-1・字恵奈幾藪5726-2・5727-1(以上4筆について、次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 593号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 南那珂郡南郷町大字谷之口字尾木谷1924、字登尾1935-1、字滝ヶ久保1938-1、1938-13、1938-22、1943-2

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに南郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 594号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字中崎5266、5346、字柳ノ迫7822-1、7823-1、7833-1、字生木ノ元7867、7868-1、字幸重谷8117-1、字菖蒲渡8213、8215-1、8216-1、8216-3、8221-1、字刈溜8223-1、8223-4、8223-6、8234、8235-1、8248

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。字幸重谷8117-1(次の図に示す部分に限る。)

イ 次の森林については、主伐は択伐による。

字刈溜8223-1・8223-4・8223-6(以上3筆について、次の図に示す部分に限る。)、8234、8235-1、8248、字幸重谷8117-1・字菖蒲渡8213(以上2筆について、次の図に示す部分に限る。)、8215-1、8216-1・8216-3・8221-1・字生木ノ元7867・7868-1・字中崎5266・5346・字柳ノ迫7822-1・7823-1・7833-1(以上10筆について、次の図に示す部分に限る。)

ウ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

エ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

オ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 595号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡椎葉村大字大河内字川の口1381-47、1381-102
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字川の口1381-47・1381-102（以上2筆について、次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに椎葉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 596号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字大矢取字小樋11-2
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は禁伐による。
字小樋11-2（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 597号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成20年7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 南那珂郡北郷町大字北河内字梅木津留2889-8、字広河原2890-1、2891-1、2891-3、2893-1、2899-3、2901、2916-16から2916-18まで、2922-3、2923-4、2925-2、2926-1、2926-8、2927、2928、2928-3、2941、2956-1、2958、2960-1から2960-4まで、2960-6、2961-1、2962-1、2962-5、2962-7、2962-8、2962-10、2963-1、2974-1、2977-1、2979-1、字元狩倉

- 2983から2986まで、2987-1、2989-6、2990-1から2990-4まで、2990-7、2990-13、2990-14、2990-16、2991-1、2991-2、2995-1、2995-3、2996-1、2997-1、2999-2、3000-1、3005-3、3006-1、3006-2、3009-1、3010-1、3010-3、3010-4、3012-1、3012-2、3013-1、3013-2、3014、3022-1、3023、3024-3、3025-1、3027-1、3027-2、3028-1、3028-3、3028-6、3029-10、3032-3、3032-4、3034-3、3040-1、3041-1、3042-9、3042-15、3043、3044、3047

2 指定の目的 水源のかん養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに北郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 598号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定を解除する。

平成20年7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 解除に係る民有林の保安林の所在場所 串間市大字大平字釜ヶ谷 702番4（次の図に示す部分に限る。）
- 2 民有林の保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 599号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成20年7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡都農町大字川北字水洗 24471-2、24471-16、24472-4、24472-30、24472-31
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに都農町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 600号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成20年 7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 延岡市(国有林。次の図に示す部分に限る。)
2 保安林として指定された目的 水源のかん養
3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに延岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 601号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成20年 7月31日から平成20年 8月14日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成20年 7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

Table with 7 columns: 路線番号, 道路の種類, 路線名, 区間, 新旧の別, 敷地の幅員(メートル), 延長(メートル). Row 1: 30, 県道, えびの高原小田線, えびの市大字末永字上村1469番14地先から同市同大字同字1468番1地先まで, 旧, 6.0~10.0, 63.0. Row 2: 30, 県道, えびの高原小田線, えびの市大字末永字上村1469番14地先から同市同大字同字1468番1地先まで, 新, 6.5~11.0, 63.0.

宮崎県告示第 602号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年 7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

Table with 5 columns: 指定番号, 申請者氏名, 位置, 道路の概要(メートル)幅員, 延長, 指定年月日. Row 1: (高鍋) 20-2, 有限会社アーネスホーム代表取締役藤田学, 児湯郡高鍋町大字北高鍋字下屋敷北3252番4、3249番3、3249番3地先水路の一部、字今嶋南2807番9、2807番4, 4.50, 68.51, 平成20年7月8日

宮崎県告示第 603号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年 7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

Table with 5 columns: 指定番号, 申請者氏名, 位置, 道路の概要(メートル)幅員, 延長, 指定年月日. Row 1: (小林) 20-3, 齋藤久敏, えびの市大字永山字前田1213番6、大字栗下字福島下1202番12, 4.20, 34.809, 平成20年7月14日

宮崎県告示第 604号

建築基準法(昭和25年法律第 201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年 7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

Table with 5 columns: 指定番号, 申請者氏名, 位置, 道路の概要(メートル)幅員, 延長, 指定年月日. Row 1: (小林) 20-4, 株式会社栄興住宅代表取締役原田武寛, 小林市大字堤字亀尾原3084番23、3084番24, 5.00, 27.05, 平成20年7月18日

公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により、串間市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地 スーパードラッグコスモス串間店 串間市大字西方6809番2 外
2 意見の概要 特になし
3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間 (1) 場所 宮崎県商工観光労働部商業支援課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター (2) 期間 平成20年 7月31日から平成20年 9月1日まで

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 運転者管理用端末装置等一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による
- (3) 契約期間 平成21年3月1日から平成26年2月28日まで
- (4) 納入場所 仕様書による
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃借料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に100分の5に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年宮崎県条例第81号）第2条第1項第1号の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
 - ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合
 - イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。
 - ア 平成20年宮崎県告示第233号に規定する資格を有する者であること。
 - イ 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - ウ 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。
 - エ 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
 - オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 入札に参加しようとする者は、(1)イからエまでの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭1丁目8番28号 郵便番号 880-8509
電話番号0985 (31) 0110

イ 提出期限 平成20年9月2日（火）午後5時

ウ 提出方法 持参又は郵送（郵便にあっては、書留郵便に限る。）により提出すること。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成20年7月31日から平成20年9月9日まで（土曜日、日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
- (2) 期間 平成20年7月31日から平成20年9月2日まで（土曜日、日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
- (2) 日時 平成20年8月19日（火）午後1時

7 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部1階 102会議室
- (2) 日時 平成20年9月10日（水）午後1時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第100条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第125条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: Lease Contract of Drivers Licence Date Management Device, 1set
- (2) Time limit for tender: 1:00 p.m. 10 Sep, 2008
- (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成20年7月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量 ICカード運転免許証作成システム一式の賃貸借及びICカード運転免許証台紙等消耗品
- (2) 調達物品の特質等 仕様書による
- (3) 契約期間 平成21年1月1日から平成25年12月31日まで
- (4) 納入場所 仕様書による
- (5) 入札方法 (1)の調達物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸借物件一月当たりの賃貸借料金ほか、ICカード運転免許証作成1枚当たりのICカード運転免許証台紙等消耗品の単価で行うもの

とする。入札者は、入札説明書で提示する入札書様式に従い、1箇月当たりの賃貸借料及び I C カード運転免許証 1 枚当たりの消耗品単価並びにその合計額 (予定総価) を入札書に記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例 (平成 17 年宮崎県条例第 81 号) 第 2 条第 1 項第 1 号の規定による契約であり、県は、上記 1 の (3) の契約期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。
- ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以後において本件契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合

- (2) 県は、(1) の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 平成 20 年宮崎県告示第 233 号に規定する資格を有する者であること。

イ 納入する調達物品及び数量を確実に納入できる者であること。

ウ 納入する調達物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置、設定できると認められる者であること。

エ 本件の調達物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービス及び消耗品の供給体制が整備されると認められる者であること。

オ 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1) イ から エ までの資格要件を満たすことを証明する書類を提出しなければならない。

なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。

ア 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号 郵便番号 880-8509
電話番号 0985 (31) 0110

イ 提出期限 平成 20 年 9 月 2 日 (火) 午後 5 時

ウ 提出方法 持参又は郵送 (郵便にあっては、書留郵便に限る。) により提出すること。

4 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
(2) 期間 平成 20 年 7 月 31 日から平成 20 年 9 月 9 日まで (土曜日、日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

5 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係
(2) 期間 平成 20 年 7 月 31 日から平成 20 年 9 月 2 日まで (土曜日、日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで)

6 入札説明会の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室
(2) 日時 平成 20 年 8 月 19 日 (火) 午後 3 時

7 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県警察本部 1 階 102 会議室
(2) 日時 平成 20 年 9 月 10 日 (水) 午後 2 時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則 (昭和 39 年宮崎県規則第 2 号) 第 100 条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局

宮崎県警察本部警務部会計課用度係

12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

(1) この競争入札による調達には、世界貿易機構 (W T O) に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:
Lease Contract of IC Drivers Licence Operating System
Iset, including necessary materials

(2) Time limit for tender: 2:00 p.m. 10 Sep, 2008

(3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL:0985-31-0110

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成 20 年 7 月 31 日

宮崎県知事 東国原 英 夫

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量 I C カード運転免許証更新自動受付機 8 式

(2) 借入物品の特質等 仕様書による

(3) 契約期間 平成 21 年 1 月 1 日から平成 25 年 12 月 31 日まで

(4) 納入場所 仕様書による

(5) 入札方法 (1) の借入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、賃貸料一月当たりの単価に契約期間月数を乗じた金額を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に 100 分の 5 に相当する金額を加算した金額 (1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約 (以下「本件契約」という。) は、

